

調書（決定）

事件の表示 平成18年（行ツ）第17号
平成18年（行ヒ）第29号
決定日 平成18年4月4日
裁判所 最高裁判所第三小法廷
当事者等 当事者目録記載のとおり
原判決の表示 東京高等裁判所平成17年（行コ）第159号（平成17年10月27日判決）

裁判官全員一致の意見で，別紙のとおり決定。

平成18年4月4日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

上告人兼申立人 学校法人聖和学院
被上告人兼相手方 中央労働委員会
同補助参加人 神奈川私学教職員組合連合
同補助参加人 神奈川私学単一労働組合・聖和学院分会

（別紙）

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは，民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ，本件上告理由は，理由の不備・食違いをいうが，その実質は単なる法令違反を主張するものであって，明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば，本件は，民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。